

市役所・区役所駐車場における電気自動車充電器の運用開始について

川崎市では、地球温暖化対策及び大気環境改善の一環として、電気自動車の普及促進に取り組んでいます。この度、市役所・区役所駐車場を貸付けている駐車場運営事業者（タイムズ24株式会社）から提案のあった、電気自動車充電器の運用を6月1日（金）から開始します。

市役所・区役所駐車場（幸区役所、中原区役所を除く※1）に合計7台の普通充電（200V）設備を設置し、駐車場運営事業者に事前登録を行うことで各駐車場開場時間に利用することができます（一部利用時間の制限があります）。国内主要の電気自動車・プラグインハイブリット車に対応しており、充電による費用負担はありませんが、別途駐車料金がかかります。車種や利用状況などにより異なりますが、目安として60分の充電で20キロ程度の走行が可能です。



充電器と案内看板

【各駐車場における運用について】

	駐車場	駐車場開場時間	開場時間のうち利用の制限がある時間帯※2	
			平日 8:30-17:15	休日 8:30-17:15
1	川崎市役所本庁舎	24時間	1回 60分まで	(制限なし)
2	川崎市役所第3庁舎	8時から18時まで	1回 60分まで	(制限なし)
3	高津区役所	1階 24時間 (地下1階 8時から18時まで)	1回 60分まで	(制限なし)
4	宮前区役所	24時間	1回 60分まで	(制限なし)
5	宮前区役所第2駐車場	8時30分から21時まで	1回 60分まで	(制限なし)
6	多摩区役所	0時から6時まで 8時から24時まで	1回 60分まで	1回 60分まで
7	麻生区役所	24時間	利用できません	1回 60分まで

※1 幸区役所・中原区役所は、庁舎の建替工事や再開発事業を行うため、今回は設置しません。

※2 各駐車場の混雑状況等を勘案し、充電器の利用に制限を設けております。

連絡先 財政局資産管理部資産運用課
電話 044(200)2084
環境局環境対策部交通環境対策課
電話 044(200)2529